

上関町要綱第 2 号

花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 交付事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けた住民の生活を支援することを目的とし、あわせて住民に広く交付し、使用できる期間を限定することにより、町内地域経済の活性化に資するものとして実施する花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025(以下「商品券」という。)交付事業に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）商品券 前条の目的を達成するために、上関町（以下「町」という。）が発行する町長が別に定める文書をいう。
- （２）特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- （３）特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。
- （４）取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった商品券を町に取り次ぐ金融機関をいう。

（交付対象者）

第 3 条 本事業の交付対象者は、令和 7 年 2 月 1 日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に登録されている者とする。

ただし、商品券発送日までに転出又は、死亡等により住民登録を抹消された者を除く。

（商品券の交付等）

第 4 条 町長は、この要綱に定めるところにより、対象者 1 人につき 6,000 円分の商品券を交付する。

2 商品券の 1 枚当たりの額面は 1,000 円とする。

3 交付の方法は、第 3 条に規定する交付対象者の世帯ごとにまとめて、

世帯主宛に送付する方法によるものとし、書留郵便等配達記録が残る方法により郵送を行うこととする。この場合において、町長は、対象者から花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 交付事業に係る親族からの暴力を理由に避難している旨の申出書(別紙様式第 1 号)又は花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 受領(代理受領)申請書(別紙様式第 2 号)による居住実態についての申出を受け、必要と認める場合は、商品券の郵送先を変更することができるものとする。

- 4 やむを得ず直接配布等配達記録が残らない方法により商品券を配布する場合は、商品券の配布を受けた者は、受領書(様式第 3 号)を町長に提出することとする。

(商品券の使用範囲等)

第 5 条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者から当該上回る額に相当する金額の支払いは行われないものとする。
- 4 商品券は、交換、譲渡、売買を行うことができない。
- 5 商品は、次に掲げるものの支払いのために使用することはできない。
 - (1) 出資、有価証券の購入、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、又は金融機関への預け入れ等の消費に当たらない取引
 - (2) 商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、電子マネー、宝くじ等の換金性があり、かつ広域的に流通しうるものを購入する取引
 - (3) たばこ
 - (4) 国税、地方税、使用料などの租税公課
 - (5) 公共交通運賃(定期船運賃・町営バス運賃)
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が商品券の使用対象として適当でないと認めたもの

(特定事業者の登録等)

第6条 町は、上関町商工会に委託し、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集する。上関町商工会は、花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 特定事業者登録申請書(様式第4号)により申請のあった事業者の資格について審査をし、適当と認める場合は受理した申請書を町に提出するとともに、町が発行する花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 特定事業者登録証明書(様式第5号。以下「特定事業者登録証明書」という。)を当該特定事業者に交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、その他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第8条 町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、別に町が定める取次金融機関に、第6条第1項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、第5条第2項に規定する使用期限までの特定取引において受け取った商品券及び花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 換金請求書(様式第6号)を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。やむを得ず町が定める取次金融機関を利用できない場合、町長に対し商品券の換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込みの方法による。振込は毎月2回、別に町が指定する日において、換金の申出を受けた商品券について行う。

4 金融機関は、利用済み商品券と花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 換金請求書、花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 送付書(様式第7号)を町に提出し、これを受けて町は花咲く海

の町かみのせき暮らし応援商品券 2025 受領書（様式第 8 号）を金融機関へ交付するものとする。

5 特定事業者は、取次金融機関又は町長に対し、令和 7 年 7 月 17 日までに商品券の換金を申し出なければならない。

（商品券の交付等に関する周知等）

第 9 条 町は、本事業の実施に当たり、交付対象者の要件等、事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

（不正利得の返還）

第 10 条 町長は、偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けた者があるときは、既に交付を受けた商品券の返還を求めるものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。